

# 北区立小・中学校整備方針

改定版

令和8年(2026年)3月 北区教育委員会

## 小・中学校整備方針の背景・目的等

- ◆本整備方針は、学校改築時の施設の構成、整備基準（標準学校規模）等を定めたもので、この整備方針に基づき、これまで小学校5校、中学校9校、義務教育学校1校の計15校の改築が完了しています。平成17年3月に策定後、新たな教育環境の変化等に対応するため、平成24年度と令和元年度に改定を行っています。
- ◆前回の改定から約6年が経過するなか、学校施設を取り巻く環境が大きく変化しており、GIGAスクール構想、不登校対策、ZEBの推進（脱炭素）、災害の激甚化・頻発化に伴う避難所機能の強化など、新たな課題への対応が必要となっています。
- ◆今後、昭和30年代から昭和40年代に建設された老朽化した校舎が更新時期を迎えるなか、資材や労務単価の高騰など、改築に要する費用の増大が懸念されること、今後は、北区の年少人口の減少が見込まれていることなどを踏まえ、小・中学校の改築においては、必要な諸室、機能の適切かつ効率的な整備を進めていくことも必要となっています。
- ◆こうした状況を踏まえ、今回の改定にあたっては、新たな課題へ対応した教育環境の確保を図りつつ、厳しい財政状況のなか継続的に改築事業を実施できる内容とするため、各諸室との連携や兼用等について検討を行い、施設の適正化を図りました。

### 主な改定ポイント

★教育・社会環境の変化に対応した施設整備

ICT教育環境、校内別室（不登校対策）、校舎のZEB化等

★標準学校規模の見直し（7,100㎡程度から6,500㎡程度へ変更）

## 1 整備方針の基本的な考え方

### (1) 位置づけ

- ◆全ての区立小・中学校の改築を対象とします。
- ◆学校を改築するにあたり、共通して考慮すべき事項、整備のすすめ方、施設の構成、整備の留意点等を明らかにするものです。

### (2) 整備に向けた4つの視点

#### 視点1 基礎的・基本的な学力の定着と個性を伸ばす教育環境の整備（学習空間の充実）

- ◆基礎的・基本的な学力を身につけるきめ細かな指導を行うため、習熟度や興味・関心等に応じた少人数授業やチームティーチング等、多様な学習展開に対応する施設整備をすすめ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。
- ◆児童・生徒の個性や能力を活かし伸ばす環境や、主体的・対話的で深い学びを促す柔軟で創造的な学習空間づくりを進め、学校施設全体を学びの場としていきます。
- ◆インクルーシブ教育システムの構築に資するため、北区特別支援教育推進計画等を踏まえた特別支援教育に対応した施設整備を図ります。

## 視点2 安全とうるおいをもたらす施設環境の実現（生活空間の充実）

- ◆学校は、児童・生徒にとって「学びの場」であるとともに「生活の場」であること、また、教職員にとっても「働く場」となることから、安心して有意義な学校生活を過ごすことができるよう、防犯や施設の安全性に配慮した施設整備や健やかで衛生的な室内環境の整備を図ります。
- ◆障害の有無を問わず、安全に施設を利用できるよう積極的にユニバーサルデザインを導入するとともに、児童・生徒が授業の合間に友人と語り合い気分転換をしたり、悩みを相談し受け止める場を確保する等、児童・生徒の居場所となる心のゆとりを生む温かみのある空間となるよう工夫します。
- ◆太陽光利用や雨水等再生可能エネルギーの利用や校内緑化を積極的に推進し、環境教育にも活用する環境と調和のとれた学校施設「エコスクール」を整備します。



【バリアフリートイレ】

## 視点3 北区学校ファミリーの推進と地域スポーツ活動、コミュニティや防災の拠点としての施設整備（地域との連携協働、共創空間の整備）

- ◆学校と認定こども園や学校間の連携に加え、学校と家庭、地域を含めたネットワークの形成を図る北区学校ファミリーの推進や、学校教育活動を支えるPTA、青少年委員会、ボランティア団体、地域が主体となって実施する部活動（地域クラブ活動）等、各種団体の活動の場として機能させます。
- ◆生涯学習活動の場として地域のスポーツ活動の推進やコミュニティ活動の拠点として学校を利用することを前提に整備します。
- ◆学校全体を地域の防災拠点、避難所としての役割を担う施設として捉えるとともに、災害時の対応に配慮した施設整備を進めます。



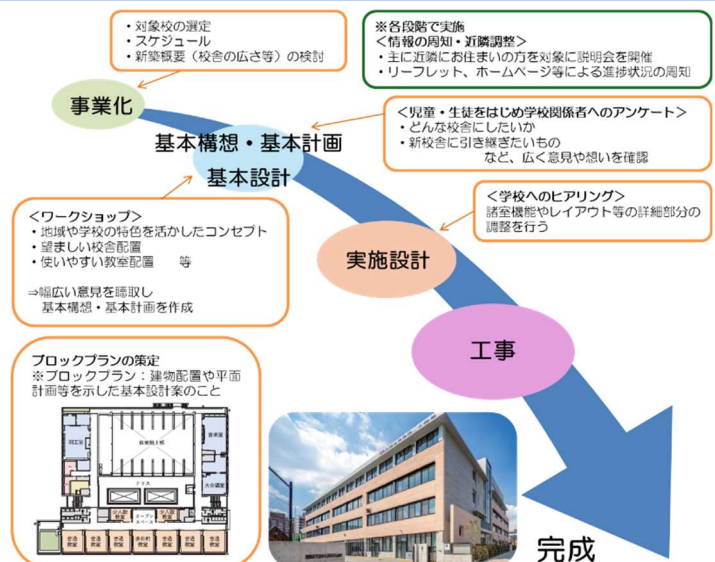
【マンホールトイレ】

## 視点4 社会環境の変化に対応できる可変性の高い施設整備（社会環境への対応）

- ◆教育活動の変化や、地域の拠点としての役割の変化、あるいは児童・生徒の増加や減少に対応するため、長期的な視点から施設整備の適正化を図ります。
- ◆長く使いこなすことを考慮して、長寿命化改修や適切な維持管理がしやすい設備設計を行うことが重要です。
- ◆教育環境の充実を図るため、グラウンドの面積が学校設置基準を大きく下回る場合には、可能な限りグラウンドを広く確保できる方策を検討します。


## 2 整備のすすめ方

- ◆各学校の改築にあたって、基本構想では、児童・生徒、教職員、保護者、地域住民等の意見をもとに、新しい学校への願いや想い、地域の諸条件に配慮した整備コンセプトを定めます。基本計画・基本設計では必要な諸室と条件の整備、平面計画等の検討を行い、実施設計に結び付けていきます。
- ◆改築・改修ステーション（仮校舎）を利用することを基本とし、設計及び工事の計画年数は、原則5年（設計2年、工事3年（解体を含む））とします。



【整備のすすめ方のイメージ】

### 3 施設構成の基本的な考え方

小学校	中学校
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆普通教室近くにオープンスペースを配置し、多様な学習活動や利用等ができるよう計画します。</li> <li>◆学年ごとの教室配置にまとまりをもたせ、学年単位での活動が促進されるようにします。</li> </ul> <div style="text-align: center;">  <p>【オープンスペース整備事例】</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆友人との語らい、交流等を通して人間関係を形成する場として、また、心の安らぎを得る居場所を確保する意味からホームルームとなる普通教室を配置し、特別教室を使用する授業以外は、各学級の教室で授業を行うことを基本とします。</li> <li>◆学年ごとの教室配置にまとまりをもたせ、学年単位での活動が促進されるようにします。</li> <li>◆特別教室を集約配置します。教科ギャラリーの設置等、学習に関する展示・掲示ができるスペースを設けます。各教科の学習環境の質を高め、生徒の主体的な学びを促す環境づくりを行います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆少人数学習、習熟度別学習に対応できるようにします。</li> <li>◆学習において、障害の有無を問わず、できるだけ同じ活動ができるように配慮します。</li> <li>◆教室等の特性を踏まえ、日照、採光、通風、換気、室温、音、振動、衛生的な環境等に配慮し計画します。</li> </ul>	

#### 施設構成の基本的な考え方における主な改定内容

- ★日常的に校内全体どこでも1人1台端末（きたコン）の利用や、校務DX推進の土壌となるICT教育環境を整備するとともに、情報機器や情報ネットワークの将来の更新、増設等についても考慮した計画とします。
- ★脱炭素社会の実現に向け北区地球温暖化対策地域推進計画に定める目標を達成するため、「ZEB Oriented 相当以上」の施設整備を基本とし、温室効果ガスの削減に努めます。
- ★地域防災拠点として、防災備蓄倉庫や防災資機材倉庫は、受変電設備や非常用発電機等の防災関連の設備等とともに、浸水の可能性等に配慮し、適切な位置へ配置します。

### 4 学校施設の複合化・地域開放等

- ◆学校周辺の公共施設の複合化については、以下の点に留意しながら、北区公共施設等総合管理計画に基づき、周辺の公共施設の集約化・複合化の可能性を検討した上で決定します。
  - ・児童・生徒の教育環境と安全の確保に万全を期するとともに、複合施設の活動内容を考慮し、発生する音や視線に配慮した施設計画とします。
  - ・複合施設との相互利用、相互交流を検討し、学校施設の多機能化、高機能化を推進します。
  - ・複合化にあたっては、それぞれの専用部分、共同利用部分の区域、防犯対策や管理に関する責任の所在を明確にするなど、教職員に管理運営上の負担がかからないよう十分配慮します。
- ◆地域開放については、体育館、グラウンド、武道場の体育施設を中心に、地域の実情に応じて教育活動上支障のない特別教室を対象とし、事業着手時に関係課と調整のうえ決定します。
- ◆放課後子ども総合プランは、原則として学校敷地内に整備します。

## 5 標準的な諸室の構成及び規模の考え方

### (1) 整備基準の基本的な考え方

- ◆校舎等は、小学校にあっては3階以下、中学校にあっては4階以下の建物とします。ただし、十分な敷地や屋外運動場の確保が困難なため、やむを得ずこれ以上とする場合には、低層部の優位性を基盤として創意工夫を図り、管理運営上の諸課題を十分考慮します。
- ◆諸室の構成及び規模について、下記(2)のとおり整備基準を定めます。
- ◆各学校の諸室の構成及び規模は、この整備基準に基づき算定のうえ新築概要において決定します。教育活動の特殊性や建設上の諸条件により、この整備基準により難しい場合は、別途定める新築基本設計に係る設計検討委員会において検討します。

### (2) 整備基準

#### 整備基準における 主な改定内容 (小学校)

- ★多目的スペースは、利用状況や学校運営等を考慮して規模を見直し
- ★生活科室、和室は、利用状況等を踏まえ、専用室は設けず、多目的室を有効活用
- ★更衣室を設けるとともに、全学年が別々で着替えることを考慮し、オープンスペース等の活用や、教室へカーテンレールを設置
- ★学校図書館は、利用状況、多目的スペースと連携した利用や、電子図書館の推進を想定し規模を見直し
- ★不登校児童が増加していること等を踏まえ、専用の教育相談室を設置

※中学校の改築は、現在工事中の堀船中学校を除き、全て完了しているため、整備基準については見直しはなし

#### 【基本条件】

種類	標準的な学校規模	1コマ規模
小学校	12学級(各学年2教室(学級)×6学年)	64㎡程度(タテ8m×ヨコ8mを基本)
中学校	9学級(各学年3教室(学級)×3学年)	72㎡程度(タテ9m×ヨコ8mを基本)

#### 【整備基準】

種類	教室・スペース	規模(コマ数)	
		小学校	中学校
普通教室	普通教室、少人数教室	14	12
多目的スペース	多目的室、オープンスペース、多目的ホール	8	8
特別支援	特別支援教室、特別支援学級(設置校のみ)	3.5	3.5
特別教室	理科室、音楽室、家庭科室、学校図書館等(準備室を含む)	10.5	19
体育施設	体育館、プール関係諸室等 (中学校は武道場を含む)	18 地区体育館	21.5 地区体育館
		12 学校体育館のみ	—
管理諸室	職員室、校長室、保健室、会議室、カウンセリング室、教育相談室(不登校児童向けを含む)等	12.25	11.25
その他	児童・生徒会室、放送室、教材室、小会議室	4.5	4
給食	調理室、配膳室	6.5	5.5
放課後子ども総合プラン	放課後子ども教室、学童クラブ	4	—
共用部分	昇降口、エレベーター	2.5	2
	トイレ・廊下・階段・電気機械設備スペース等	全体規模の25%程度を想定	
防災	防災備蓄倉庫、防災資機材倉庫	1.5	1.5
全体規模 (特別支援学級を除く)	地区体育館	7,000㎡程度	7,900㎡程度
	学校体育館機能のみ	6,500㎡程度	—

北区立小・中学校整備方針(概要版) 令和8年3月発行  
 編集・発行 北区教育委員会事務局 教育振興部 学校改築施設管理課  
 東京都北区滝野川2-52-10 電話 03-3908-9277(直通)